

選 択 約 款

(ガス給湯システム契約)

平成28年5月1日

御 殿 場 ガ ス 株 式 会 社

目 次

1.	目的	2
2.	選択約款の届出および変更	2
3.	用語の定義	2
4.	適用条件	2
5.	契約の締結	3
6.	使用量の算定	4
7.	料金	4
8.	単位料金の調整	4
9.	名義の変更	5
10.	契約の変更または解約	5
11.	その他	6
	付則	6
1.	本選択約款の実施期日	6
2.	本選択約款の実施に伴う切り替え措置 (別表)	7
1.	料金及び消費税等相当額の算定方法	7
2.	料金表	8

ガス給湯暖房システム契約 (選択約款)

1. 目的

この選択約款は、ガス給湯暖房システムの普及を通じ当社の製造供給施設の効率的利用および効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、ガス事業法第17条第12項の規定に基づき、関東経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 当社は、関東経済産業局長に届け出てこの選択約款を変更することがあります。この場合、当社は届出内容をあらかじめお客さまに通知の上、ガス料金その他の供給条件を、変更後の選択約款とするものとします。

3. 用語の定義

- (1) 「ガス給湯暖房システム」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水式床暖房や浴室暖房乾燥等を行う機能を有する給湯暖房システム機器をいいます。
- (2) 「その他期」とは、5月分（4月検針日の翌日から5月検針日まで）から11月分（10月検針日の翌日から11月検針日まで）までをいいます。「冬期」とは、12月分（11月検針日の翌日から12月検針日まで）から4月分（3月検針日の翌日から4月検針日まで）までをいいます。
- (3) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に消費税法に基づく税率を乗じて得た金額、および地方税法に基づき地方消費税が課される金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては8%といたします。
- (5) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

(1) ガス給湯暖房システム契約 第一種

ガス温水式床暖房設備とガス浴室暖房乾燥器の両方が設置されていること。

(2) ガス給湯暖房システム契約 第二種

ガス温水式床暖房設備またはガス浴室暖房乾燥器のいずれかが設置されていること。

5. 契約の締結

(1) この選択約款に関する契約は、当社が申込みを承諾したときに成立いたします。

(2) 申込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。

(3) 契約期間は次のとおりといたします。

①新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

②契約種別を変更した場合は、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

③契約期間満了時に先立って解約または変更の申込みがない場合には、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

(4) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約または一般ガス供給約款に定める料金へ変更されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合はこの限りではありません。(5)において同じ)。

(5) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約期間満了前に他の選択約款への変更を申込みされた場合には、その申込みを承諾できないことがあります。

(6) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他のガス使用契約(すでに消滅しているものを含みます。)の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

各月使用分の使用量は、前回および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (2) 当社は、別表の料金表（基本料金、基準単位数料金または、8の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金を用います。）を適用して、早収料金または遅収料金を算定いたします。

8. 単位数料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位数料金に対応する調整単位数料金を算定いたします。この場合、基準単位数料金に替えてその調整単位数料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位数料金の適用基準は、別表の1(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位数料金} + 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位数料金（1立方メートル当たり）

$$= \text{基準単位数料金} - 0.082 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨て。

- (2)(1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トン当たり）

90,490円

② 平均原料価格（トン当たり）

別表の1（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）及びトン当たりプロパン平均価格をもとに次の数式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が144,780円以上となった場合は、144,780円といたします。

（算式）

平均原料価格

＝トン当たりLNG平均価格×0.9400

＋トン当たりプロパン平均価格×0.0645

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりプロパン平均価格は、当社に揭示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

9. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社はこの契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

10. 契約の変更または解約

（1）お客さまのガス使用計画に変更がある場合、または2（2）によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。

（2）当社に契約違反があった場合、またはお客さまに契約違反があった場合

(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものいたします。

11. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、平成28年5月1日から実施いたします。

2. 本選択約款の実施に伴う切り替え措置

当社は、平成28年4月30日以前から継続して供給し、平成28年5月1日から平成28年5月31日までに支払義務が初めて発生するものについては、本選択約款の変更前の給湯暖房システム契約選択約款に基づき料金を算定するものいたします。

(別表)

1. 料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金又は8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定

期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(3) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷(1＋消費税率)
- ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷(1＋消費税率)

2. 料金表1 (ガス給湯暖房システム 第一種)

(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,084.40円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	190.00円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

3. 料金表 2 (ガス給湯暖房システム 第二種)

(消費税等相当額を含みます。)

(1) 基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	2,084.40円
-------------------	-----------

(2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	197.73円
------------	---------

(3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。